

1 自己確認

以下に該当するか確認してください。

- 昭和56年6月1日以降に建築された住宅である。
- 空き家になってから1年以上経過している。
- 空き家バンク等により空き家を流通させる意思がある。

2 空き家活用（売却・賃貸）の準備

空き家を活用するために以下の①～③いずれかを実施してください。

① 不動産会社に売却又は賃貸を依頼

民間の不動産会社に相談してください。（不動産会社の指定はありません。）
・ 不動産会社と媒介契約を締結してください。

② NPO法人かけがわランド・バンクが運営する空き家バンクに登録

まずはお電話を！ NPO法人かけがわランド・バンク **0537-64-3121**

③ 静岡県が運営する空き家バンクに登録

ふじのくに空き家バンク専用サイトからWEB申込

<https://akiyashizuoka.com>

※ 原則、延床面積120㎡以上の広い空き家が対象で、その他にも登録には県が定める要件があります。

3 補助金交付申請（掛川市）

必要書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 誓約書（様式第3号）
- ④ 空き家の建築年次を証明する書類（昭和56年7月1日以降に建築されたことを確認）
 - ・ 建築確認通知書
 - ・ 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）
 - ・ 建物登記簿謄本
 - ・ その他必要と認めるもの
- ⑤ 申請者が空き家の所有者又は相続人であること確認できる書類（以下のいずれか）
 - ・ 建物・土地登記簿謄本
 - ・ 建物が登記されていない場合は、名寄せ台帳又は固定資産税の評価証明書又は、遺産分割協議書等
 - ・ その他、所有が確認できる書類
- ⑥ 所有者等の承諾書 ※所有者等以外の者による申請の場合にのみ必要
- ⑦ 空き家の媒介契約書又は空き家バンクに登録したことが分かる書類
- ⑧ 付近見取り図
- ⑨ 片付け費用の見積書の写しその他交付申請額の根拠を確認できる書類
- ⑩ 現況写真（補助対象事業を行う前の対象空き家の外観及び残置物の状況が分かるもの）
- ⑪ その他

【次ページへ続く】



【補助金交付決定通知を交付】交付されてから事業者と契約し着手すること。

4 変更承認申請・中止届 (該当しなければ手続き不要) (掛川市)

変更承認申請書 (必要書類)

※ 補助事業の内容を変更する場合には、あらかじめ市長の承認が必要です。変更がある場合には担当までお問合せください。

- ① 変更承認申請書 (様式第4号)
- ② 変更したことが分かる書類

中止届 (必要書類)

- ① 事業廃止(中止)届



5 実績報告 & 請求 (掛川市)

※ 完了から30日以内又は3月末日のいずれか早い日までに提出

実績報告 (必要書類)

- ① 完了報告書 (様式第5号)
- ② 領収書等の写し
- ③ 片付け事業完了後の写真
- ④ その他

請求 (必要書類)

※ お支払いの手続きは実績報告の書類審査完了後【補助金確定通知書の交付後】ですが、日付未記入の請求書をお預かりします。

- ① 請求書 (様式第6号)
- ② 通帳の写し (又は窓口で通帳の原本確認)



【補助金交付確定通知を交付】

交付日以降に支払手続きを始めます (支払いまで1ヶ月程度お時間をいただきます。)

- ・ NPO法人かけがわランド・バンクは掛川市と『空き家対策に関する協定』を平成30年に締結しました。
- ・ 掛川市空き家等対策計画 (特定空き家等ゼロのまち) においてタスクフォース (専門家集団) の役割を担っています。
- ・ 地元の一級建築士、宅地建物取引士、司法書士等が所属しており、行政だけでは解決が困難な空き家等の課題解決にあたっています。



問合せ先 : 掛川市役所 都市政策課 建築・空き家対策係
電話番号 : 0537-21-1152